八　法第五条第四項第六号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容並びに当該事業の実施による地域における持続可能な公共交通網の形成及び物資の流通の確保に資する程度

九　法第五条第四項第七号の事項を記載する場合には、同号に規定する事業の内容及び当該事業の実施による同号に規定する農村地域における安定した雇用機会の確保に資する程度

第二十二条を第三十五条とする。

第二十一条第七項第一号中「第十九条第四項」を「第二十一条第四項」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の十一条を加える。

（法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者の要件）

第二十四条　法第十七条の二第一項の認定を申請することができる者は、風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者でないこととする。

（地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定に係る手続等）

第二十五条　法第十七条の二第一項の規定により認定の申請をしようとする個人事業者又は法人のうち、同項第一号に掲げる事業（以下「移転型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十二による申請書に、同項第二号に掲げる事業（以下「拡充型事業」という。）を行おうとする者は別記様式第二十三による申請書に、次に掲げる書類を添えて、これらを認定都道府県知事（同項に規定する認定都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（申請の日の属する事業年度に新たに事業を開始した個人事業者又は設立された法人にあっては、その新たに事業を開始したとき又は設立されたときにおける財産目録又はこれに準ずるもの）

三　常時雇用する従業員の数を証する書類

四　前各号に掲げるもののほか、その他参考となる事項を記載した書類

2　認定都道府県知事は、前項の規定による提出を受けたときは、前項の申請書を受理した日から、原則として一月以内に、認定に関する処分を行うものとする。

3　認定都道府県知事は、前項の認定をしたときは、移転型事業を行う者に対しては別記様式第二十四による認定通知書を、拡充型事業を行う者に対しては別記様式第二十五による認定通知書をそれぞれ交付するものとする。

4　前項の通知は、第一項の申請書の写しを添えて行うものとする。

5　認定都道府県知事は、第二項の認定をしないこととしたときは、移転型事業又は拡充型事業を行う者に対して、別記様式第二十六によりその旨及びその理由を通知するものとする。

6　認定都道府県知事は、必要があると認めるときは、認定事業者に対し、必要な資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

（法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件）

第二十六条　法第十七条の二第一項第二号の内閣府令で定める要件は、同号に規定する地方活力向上地域をその区域に含む人口（当該地方活力向上地域が二以上の市町村の区域にまたがる場合は、これらの市町村の人口の合計）がおおむね十万人以上である市町村（当該市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法（平成十九年法律第五十三号）第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。）で除して得た率が著しく低いもの又は事務所、営業所その他の業務施設の数が当該市町村の人口規模に比して著しく少ないものを除く。）からなる地域のうち、次の各号のいずれにも該当する地域であることとする。

一　自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であること。

二　産業の集積が形成されていること又は地方公共団体その他の者が定める産業の集積を図るための具体的な計画の対象となっていること。

三　特定業務施設において行われる業務に資する知識、技術等に係る教育又は研究を行う大学、高等専門学校、高等学校、専修学校、研修施設又は研究施設が近隣に存在すること。

四　次に掲げる土地の区域を含まないこと。

イ　溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域

ロ　優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域

ハ　優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域

（実施期間）

第二十七条　地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施期間は、認定の日から五年以内とする。ただし、認定地域再生計画の計画期間を超えてはならない。

（特定業務施設において常時雇用する従業員）

第二十八条　法第十七条の二第二項第二号の内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員の数及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数（移転型事業を行おうとする場合にあっては、当該特定業務施設に法第十七条の二第一項第一号に規定する地域（以下「特定集中地域」という。）にある他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の数を含む。）

二　地方活力向上地域特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において新たに雇い入れる常時雇用する従業員及び当該特定業務施設に他の事業所から転勤させる常時雇用する従業員の職種

（特定業務施設において常時雇用する従業員の数）

第二十九条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、十人とする。ただし、地方活力向上地域特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。）である場合には、五人とする。

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が十人以上（中小企業者の場合は、五人以上）であること。

二　移転型事業を行おうとする場合にあっては、前号の増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数の過半数が特定集中地域にある他の事業所から転勤させる者であること。

（地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更に係る認定の申請）

第三十一条　法第十七条の二第四項の規定により地方活力向上地域特定業務施設整備計画の変更の認定を受けようとする認定事業者（同項に規定する認定事業者をいう。以下同じ。）のうち、移転型事業を行う者は別記様式第二十七による申請書を、拡充型事業を行う者は別記様式第二十八による申請書を、認定都道府県知事に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に認定都道府県知事に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

一　地方活力向上地域特定業務施設整備事業の実施状況を記載した書類

二　第二十五条第一項各号に掲げる書類

3　第二十五条第二項から第六項までの規定は、第一項の認定に準用する。

（認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定の取消し）

第三十二条　認定都道府県知事は、法第十七条の二第六項の規定により認定を取り消したときは、認定事業者に対して、別記様式第二十九によりその旨及びその理由を通知するものとする。